

市民社会と対人地雷禁止条約
「人道的軍縮」の定着化

本報告では、1997年に成立した対人地雷禁止条約の特徴を振り返りつつ、①2008年に成立したクラスター爆弾禁止条約及び2017年に採択された核兵器禁止条約において、過去20年間で国際社会に浸透してきた「人道的軍縮」が通奏低音になっていること、②さらには国際情勢に左右されつつ人道主義という共通の規範に基づいた市民社会による軍縮へのアプローチは不可逆的な流れとなりつつある状況について考察する。

1. 対人地雷禁止条約（オタワ条約）の総括

1-1 オタワ条約成立過程の特徴¹

- (1) 脱イデオロギー化： 政治的イデオロギーを超越した普遍的価値の追求による支持拡大
- (2) 専門知識の集結： 縦割り分業制から目的共有のオール参加型へ
- (3) 国際的ネットワークの駆使： 地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）を中心とした国境を超えた市民社会の連携
- (4) 市民社会と価値観を共有する政府との連携： 軍縮会議（CD）や特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）外に条約交渉の場を設け、全会一致に拘束されないプロセスにより条約を採択。カナダやニュージーランド、ノルウェーとICBLや国際組織・機関（国際赤十字委員会やUNDP、UNICEF等）の協働は後のモデルケースに
- (5) 地域的取り組みの連結： 大国不在で欧州連合（EU）やアフリカ統一機構（OAU）、米州機構（OAS）等の地域連合のよる正統性の付与
- (6) 代替手段の存在： 前近代的な対人地雷は他の兵器や作戦で代替可能

1-2 オタワ条約の成果

- (1) 発効： 軍縮条約史上最速の発効（1年4か月）
- (2) 普遍化： 加盟164か国、未加盟34か国（米国、ロシア、中国等、別添資料図表1参照）
- (3) 生産： 41か国が停止、11か国が生産権利を保持（ロシア、キューバ、イラン、北朝鮮、韓国、パキスタン、インド、シンガポール、ベトナム、ビルマ、中国）
- (4) 使用： 条約加盟国の使用はないものの、最小でも9か国のNSA（非国家主体）による使用が確認（アフガニスタン、イラク、ナイジェリア、ウクライナ、等）
- (5) 犠牲者： 条約発効以来減少傾向にあった犠牲者数は2015年以上増加傾向（2014年、3,695人、2015年、6,461人、2016年、8,605人）；犠牲者は市民が78%、子供が42%（過去最多）（別添資料図表2、3参照）
- (6) 廃棄： 90か国が貯蔵地雷の廃棄終了（総計5,300万個）→発効時点の備蓄数は約1億6,000万個
- (7) 除去： 29か国が完了；汚染国は61か国；10km²以上汚染地が残存する国々は10か国（アフタニスタン、アンゴラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カンボジア、チャド、クロアチア、イラク、タイ、トルコ）
- (8) 地雷対策支援： 条約発効後の増加傾向は過去5年で減少傾向（1999年は410百万ドル、2016年は56百万ドル）（別添資料図表4、5参照）

1-3 今後の課題

- (1) 普遍化： 未加盟国、特にアジア諸国の加盟促進
- (2) 新たな使用と被害拡大の抑止： NSAによる使用拡大対策（簡易爆弾

¹ 目加田説子「核軍縮に『市民』はどう関わるかー『オタワ・プロセス』方式応用の条件」『世界』1998年11月号、岩波書店、参照

- (IED) や簡易地雷 (IM) への対策)
2. クラスタ爆弾禁止条約 (オスロ条約) のオタワ条約との類似点²
 - 2-1 成立過程
 - (1) 上記 1-1 の特徴(1)～(6)を概ね踏襲： NGO ネットワーク (クラスター兵器連合) とノルウェーを中止とした諸国、国際機関の連携「オスロ・プロセス」による条約交渉と採択、発効
 - (2) 経験の蓄積： オタワ・プロセスの経験が市民社会／政府に蓄積・共有されたことのメリット、特に人的ネットワークの効果
 - (3) 対地雷との相違点： 普及・拡散の防止
 - 2-2 オスロ条約の成果と課題
 - (1) 発効： 条約採択から 1 年 8 か月で発効 (2008 年 8 月)
 - (2) 普遍化： 加盟 103 か国；141 か国がオスロ条約支持を含む国連決議に賛成 (2016 年 12 月)
 - (3) 生産： 第二次大戦後、クラスター爆弾を製造していた 34 か国中 18 か国が生産停止；16 か国は生産している可能性有 (ブラジル、中国、エジプト、ギリシャ、インド、イラン、イスラエル、北朝鮮、韓国、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、シンガポール、トルコ、米国)
 - (4) 使用： シリア、ロシア、イエメン等
 - (5) 犠牲者： 2016 年には前年の倍の犠牲者 (最小で 971 人 (内シリア 860 人)；98%が民間人)
 - (6) 廃棄： 28 か国が世界の備蓄数の 98%、約 140 万個のクラスター爆弾を廃棄完了 (1 億 7,500 万個の子爆弾)
 - (7) 除去： 2016 年には 88 km²を除去した一方、26 か国が未だ汚染地域
 - (8) 課題： 普遍化と使用停止
 3. 人道的アプローチの普遍化
 - 2-1 「オタワ・プロセス」は特異な事例か？
 - (1) 時代背景の変化： 冷戦終結から「テロとの戦い」へ
 - (2) 人道主義を原点とした法治主義の拡大： 「国際刑事裁判所設置規定」「武力紛争への子供の関与に関する条約の選択議定書」「強制失踪防止条約」「武器貿易条約」等
 - 2-2 核禁条約への波及³
 - (1) 上記 1-1 の特徴(1)～(5)を概ね踏襲： NGO ネットワーク ICAN と有志国、国際機関の連携
 - (2) 「悪の烙印 (stigmatization)」： 地雷やクラスターの「規範条約」アプローチの応用⁴
 - (3) 人的資源の蓄積： ベアトリス・フィン ICAN 事務局長「地雷やクラスターで経験を積んだ NGO による助言で発想の転換、核禁条約の実現に向けた推進力に」⁵
 - (4) 課題： 上記 1-1 特徴(6)の核兵器の代替手段の評価をめぐる不一致
 - 2-3 手段の多様化：ダイベストメント
 - (1) 投融資機関の責任： ESG 投資の世界的拡大
 - (2) クラスタ爆弾の経験： 投融資禁止キャンペーン(ダイベストメント)により投融資が①国内法による禁止、②政府による歯止め、③金融機関による自主的制限 (eg. 日本) →クラスター爆弾関連企業への投融資は最大のタブーに
 4. おわりに

² 目加田説子「クラスター爆弾禁止条約と「オスロ・プロセス」」『国際公共政策研究』第 13 巻 1 号、2008 年 9 月、大阪大学大学院国際公共政策研究科、参照

³ 目加田説子「地雷から核兵器禁止へ——人道的軍縮の進化」『世界』2017 年 10 月、岩波書店、参照

⁴ Motoko Mekata, “How transnational civil society realized the ban Treaty: An interview with Beatrice Fihn,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*,

<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2018.1441583>

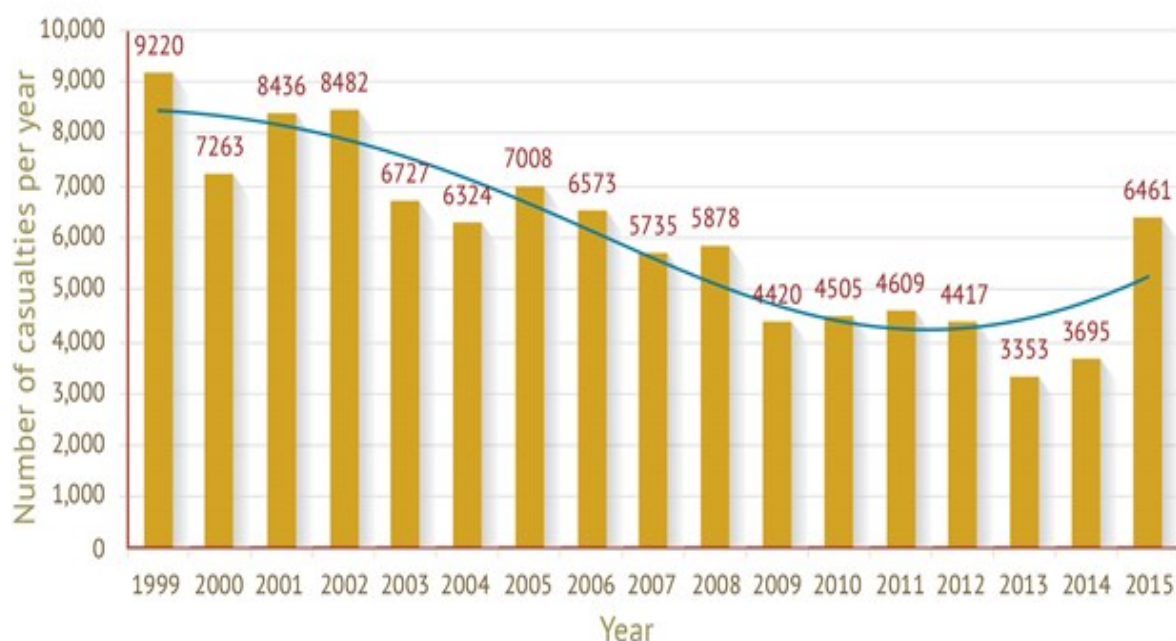
⁵ *Ibid.*

別添資料⁶

◆図表 1：対人地雷禁止条約未加盟国（2018年3月末現在）：34 各国（アジア 17 各国）

アジア	中東	欧州	アフリカ
インド	アラブ首長国連邦	アゼルバイジャン	エジプト
シンガポール	イスラエル	アルメニア	リビア
韓国	イラン	ウズベキスタン	モロッコ
北朝鮮	サウジアラビア	カザフスタン	
中国	シリア	キリギス	
ネパール	バーレーン	グルジア	
パキスタン	レバノン	ロシア	
ベトナム			オセアニア
ミャンマー			トンガ
モンゴル			マーシャル諸島
ラオス			ミクロネシア
	中・南米	北アメリカ	オセアニア
	キューバ	アメリカ合衆国	

◆図表 2：対人地雷の犠牲者数の推移（1999～2015）

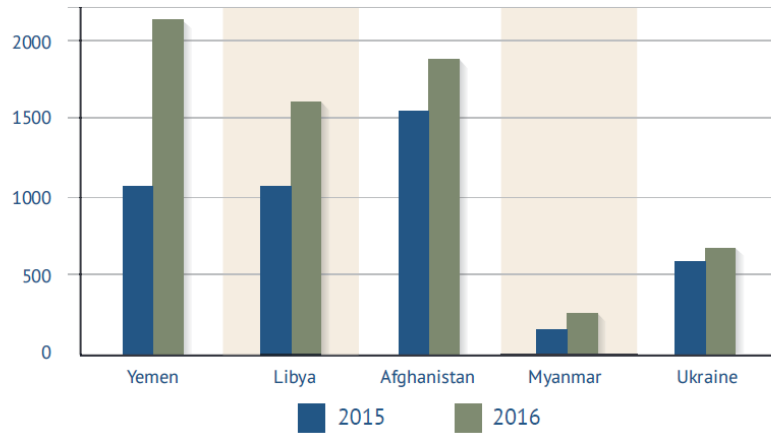


※1999年の犠牲者数は、9,220人；2014年の犠牲者数は3,695人（62 各国）

◆図表 3：新たな犠牲者の増加国

⁶ Landmine and Cluster Mmunition Monitor: <http://the-monitor.org/en-gb/home.aspx>

Largest increases in mine/ERW casualties 2015–2016



※2015年の犠牲者数は6,461人；2016年の犠牲者数は8,605人

◆図表4：地雷対策支援国と被援助国（2016年の上位5か国）

援助国・機関	被援助国
米国	イラク
EU	アフガニスタン
日本	クロアチア
ドイツ	カンボジア
ノルウェー	ラオス

◆図表5：地雷対策支援の推移（2012～2016）

Summary of contributions: 2012–2016

